

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 65 回）
2. 日 時	平成 26 年 10 月 15 日（水）13:00～14:30
3. 議 案	1. プレ・ヒアリング規則の見直しについて 2. その他
4. 主な内容	1. プレ・ヒアリング規則の見直しについて 「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」等（以下「開示ガイドライン」という。）の改正に伴う「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「規則」という。）の改正案について、事務局より説明がなされた。 なお、今後は、24 日（金）まで本会合にて挙げられた論点に対する意見を募集し、事務局にて取りまとめることとされた。 【主な意見】 ○ 規則の対象とする案件について ・ 規則改正の結果、協会規則では対象とされないものの、改正開示ガイドラインでは対象とされている案件については、各社の判断のもと、開示ガイドラインを遵守すれば実施できるという認識でよいのか。 → そのとおりの認識を持っている。 ・ 規則の対象とする有価証券について、行政当局から指示等があったのか。 当社としては、規則の対象となる募集・売出しについて、引受行為の有無によって限定したとしても、引受行為を伴わないものについては、結局は、金融商品取引業等に関する内閣府令の規定に則り実施することとなる。規則の対象を引受行為を伴うものに限定することに反対するわけではないが、当局への説明のためには相当の理論武装が必要ではないか。 → 行政当局から指示を受けたということではなく、規則の対象については、各社の意見を参考に検討したい。なお、今後、取りまとめた改正案に対して、行政当局から指摘を受ける可能性はある。 ・ 規則の対象を、引受行為を伴わない売出しの場合まで含めてしまうと、M & Aに伴う特定の者への株式の売却が規則の適用を受けることとなりかねず、社内のM & A部門からは、実務に影響が生じるとの意見が挙がっている。 ○ 規則とは別途、ガイドライン等を制定することについて ・ IPO、社債及びPOWLなど法人関係情報を伴わない案件については、プレ・ヒアリングを実施するニーズがあるかどうかは別として、改正開示ガイドラインでは対象とされていることから、規則の対象としないのであれば、ガイドラインを作成して手当てをしていただきたい。 → サムライ債の初回償の場合、そもそも市場に受け入れられる銘柄か否か判断が付きにくいと、届出前に投資家の需要の見込みを調査するニーズはあると思われる。 → 法人関係情報の提供を伴わないプレ・ヒアリングについては、改正開示ガイドラインのパブリック・コメント回答において考え方が提示されていることから、ガイドラインにおいて規則の対象とならない案件を個別に規定する必要はなく、各社の判断において、改正開示ガイドラインや府令に沿って対応すればよいと思われる。 ・ 共同主幹事案件においてプレ・ヒアリングを実施する場合、各社各様の取扱いでは、都度、協議を行わなければならない、非生産的であるため、ガイド

	ラインにおいてプレ・ヒアリングの基本的な取扱い等を規定し、各社の足並みを揃えておいた方がよいと思われる。 → ガイドラインにおいて、1 案件あたりの調査対象者数や実施期間を規定していただきたい。 → ガイドラインにおいて、売出し案件における主要株主の異動など、付随する法人関係情報の範囲を明確にしていきたい。 → ガイドラインで明記しなくとも、「法人関係情報の提供は最小限に留めるべきである」という認識は各社においても共通であると思われることから、提供する法人関係情報は自ずと絞られてくるのではないか。 ・ プレ・ヒアリングを実施した後に、案件が中止又は延期された場合の調査対象者に対する伝達方法については、ガイドラインにおいて共通の認識を持つべきであると思われる。 → ガイドラインを作成した上で、そのQ&Aも作成するのか。 → 現時点では、ガイドラインとQ&Aの両方を作成する予定はなく、作成する場合には、いずれかにまとめたいたいと考えている。 ○プレ・ヒアリングの適正性を担保する規定について ・ プレ・ヒアリングの結果は引受けの是非を検討するための判断材料の一部に過ぎないため、引受けのリスク判断にプレ・ヒアリングが寄与したか記録を残すとなると、実務が繁雑になると思われる。 → 当社では、実務において、常に記録は残しているため、当該規定が盛り込まれたとしても、大きな負担が増えることはないと思われる。特に、法人関係情報を提供して調査を行う以上は、当該調査結果を引受判断に反映させることは証券会社としての義務であると考えている。 2. その他 特になし。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-3667-8647）